

事例紹介

半田市の障がい者支援(1)

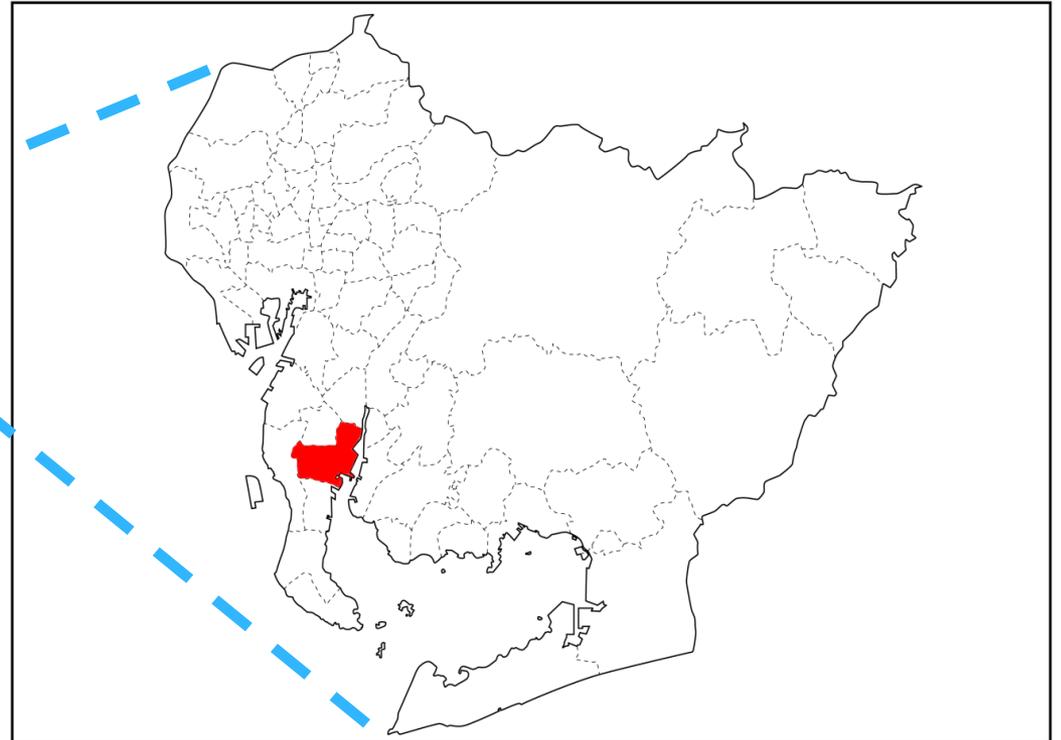


2017年11月
愛知県半田市

半田市について



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号 平19総使、第82号）



半田市について

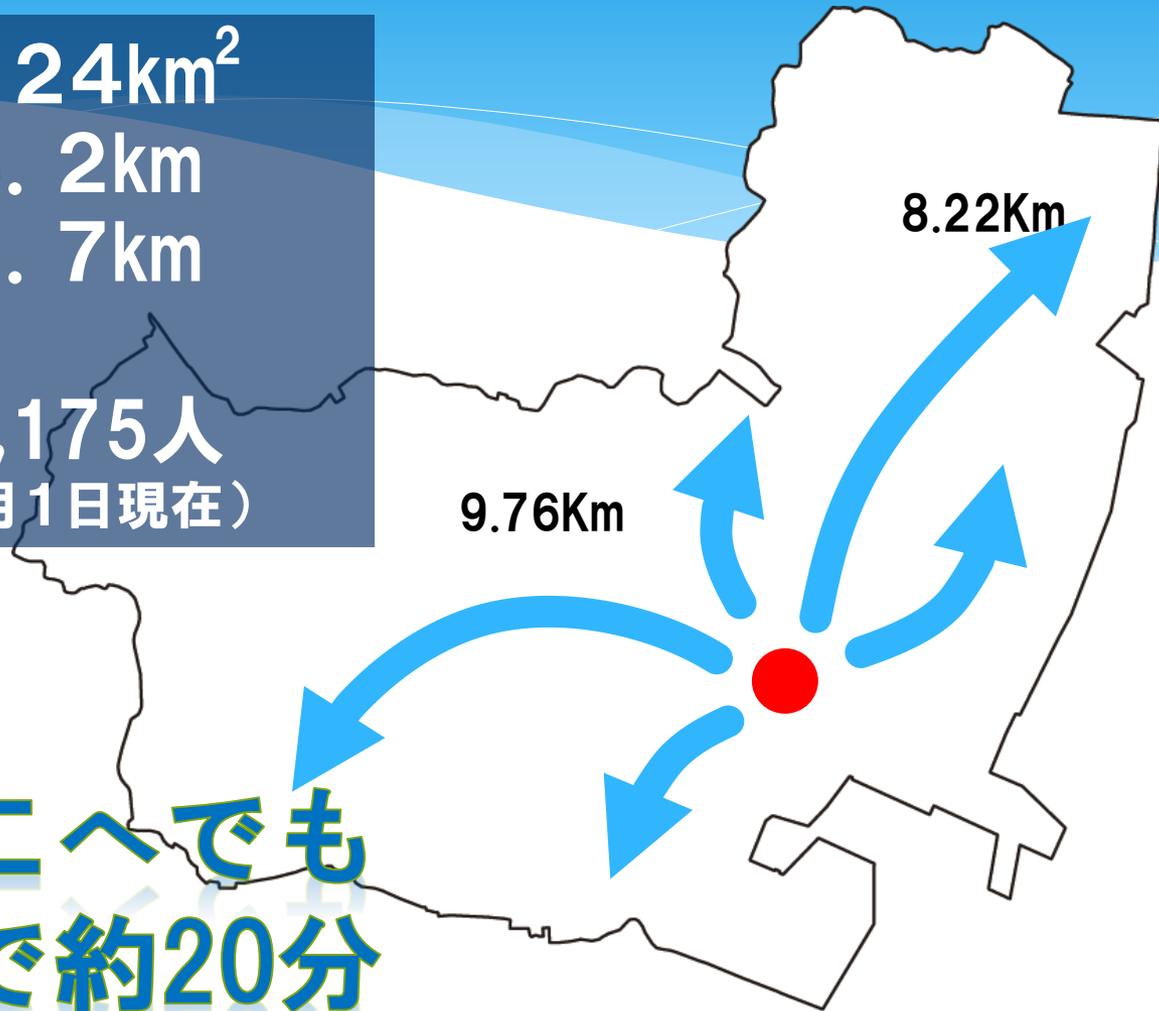
面積 47.24km²

南北 8.2km

東西 9.7km

人口 119,175人
(平成29年11月1日現在)

市内どこへでも
クルマで約20分





半田市の文化

* 山車

祭り文化＝地域のつながりの基盤にも

赤レンガ建物

起業家精神＝NPOが多い要因？

南吉

童話「ごんぎつね」の作家 新美南吉

蔵

江戸時代から醸造業で栄える

ミツカン



障がい福祉の状況

平成29年4月1日現在

(1) 障がい手帳

- ・身体障がい者手帳 3,577名
- ・療育手帳 929名
- ・精神障がい者保健福祉手帳 901名

(2) 自立支援医療

(精神:1,440名、更生:174名、育成:17名)

(3) 障がい福祉サービス等支給決定者数(平成28年4月1日現在)

- ・障がい者総合支援法 約770名
- ・児童福祉法 約258名

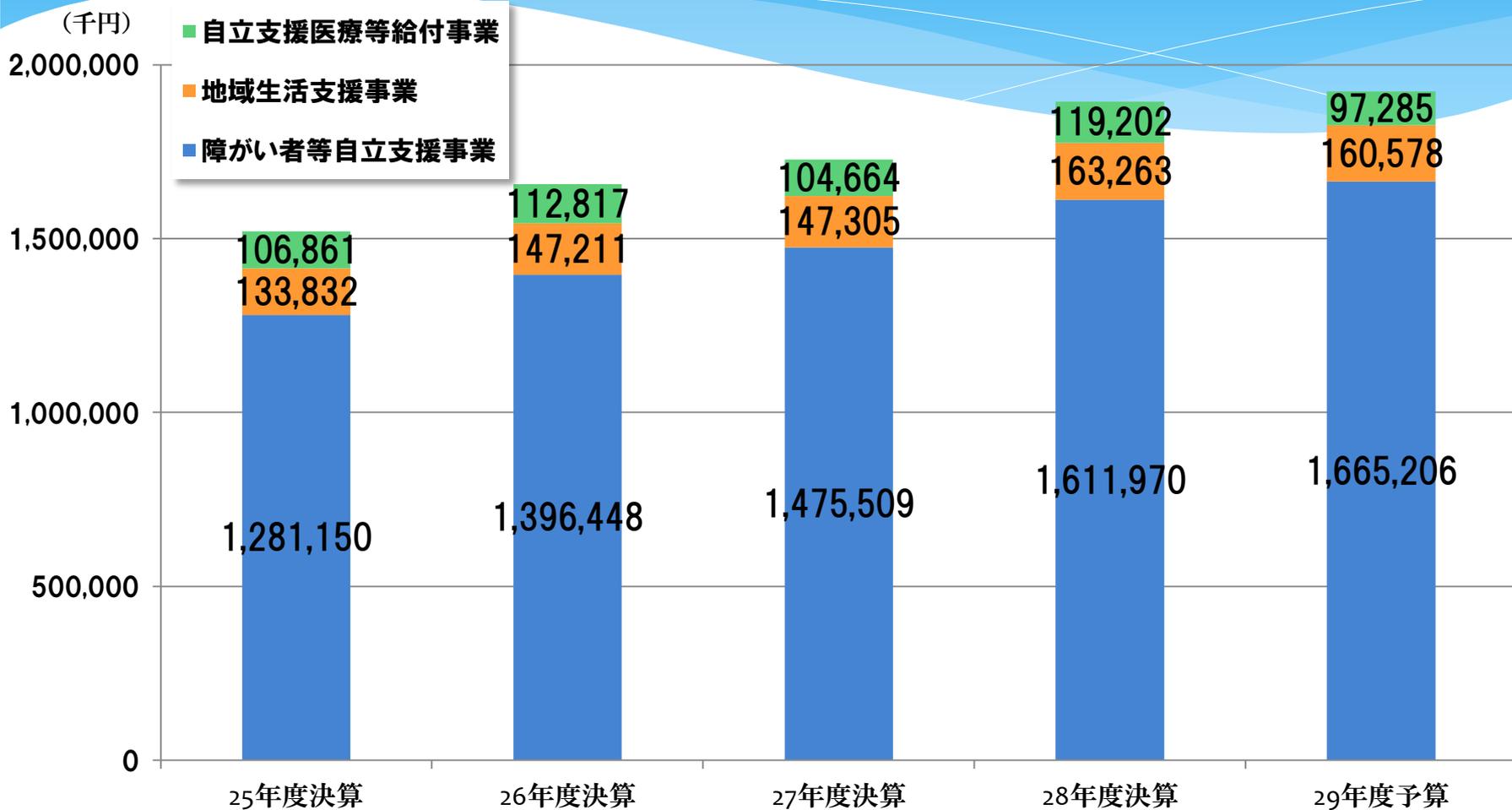
(4) 障がい者自立支援給付費予算

- ・平成28年度実績:約1,506,216千円
- ・平成29年度予算:約1,629,359千円

計画相談支援の実績(支給決定者数)

年度(3月末時点)	支給決定人数 (上:者 下:児)	計画作成率 (上:者 下:児)
平成25年度	727人	72.8%
	202人	78.7%
平成26年度	742人	100%
	218人	100%
平成27年度	770人	100%
	258人	100%

障がい福祉サービス等の状況



地域の分析

<半田市の概況>

面積47平方km 南北8.2km 東西9.7km
 人口 119,175人 (平成29年11月)
 身体障害者手帳 3,577人
 精神障害者保健福祉手帳 901人
 自立支援医療 1,631人
 療育手帳 929人
 手帳保持者 5,407名
 自立支援法サービス利用数 約770名
 児童福祉法サービス利用数 約258名

<相談支援の現状>

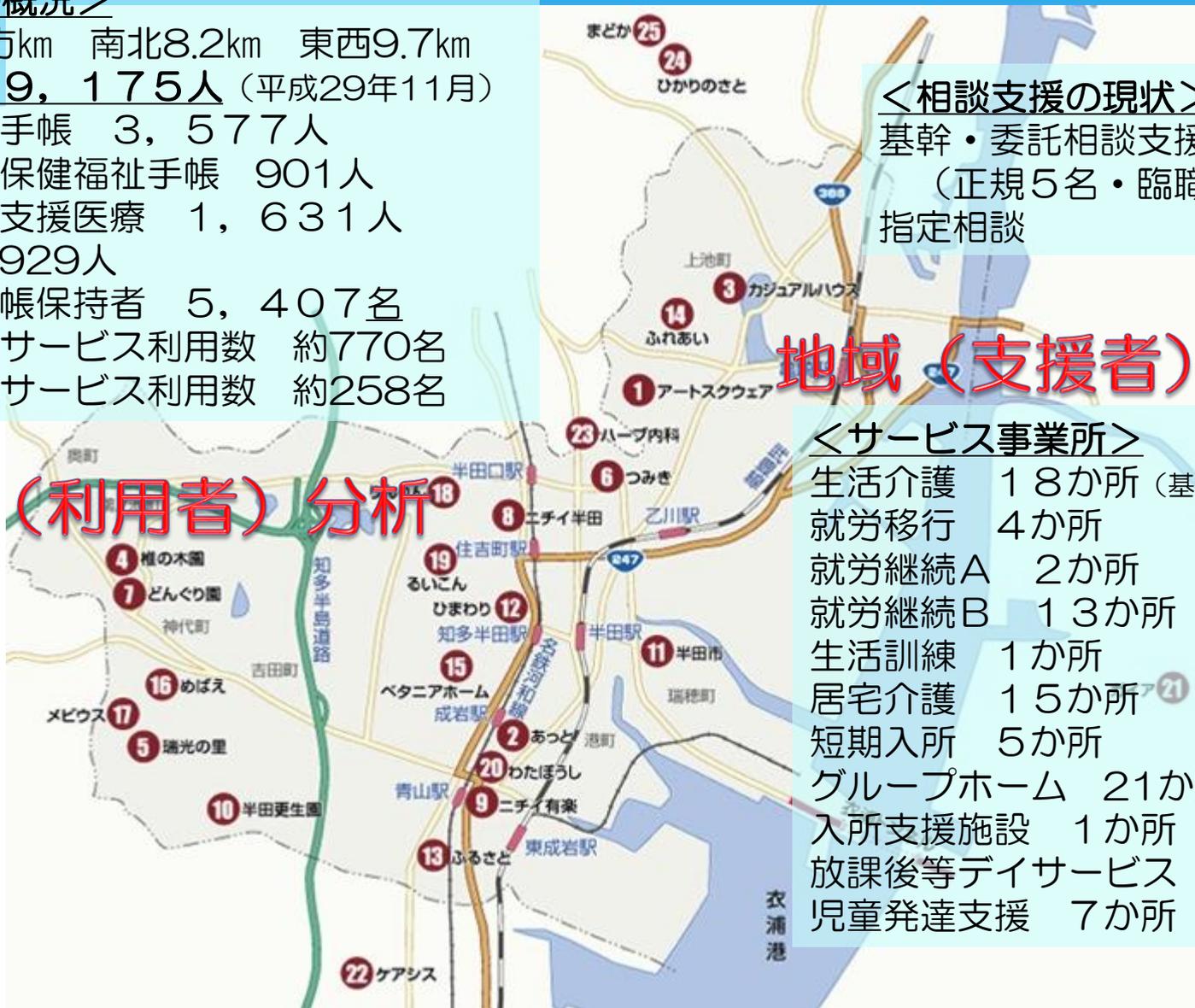
基幹・委託相談支援 1か所
 (正規5名・臨職1名)
 指定相談 7か所

地域(支援者)分析

<サービス事業所>

生活介護 18か所 (基準該当含む)
 就労移行 4か所
 就労継続A 2か所
 就労継続B 13か所
 生活訓練 1か所
 居宅介護 15か所
 短期入所 5か所
 グループホーム 21か所
 入所支援施設 1か所
 放課後等デイサービス 17か所
 児童発達支援 7か所

顧客(利用者)分析



半田市障がい者相談支援センターについて

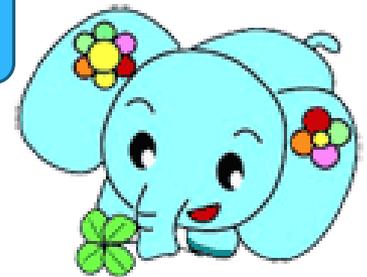
* 半田市社会福祉協議会へ委託

民間事業者と競合する事業を行っていない

障がい者相談支援センター事業の受託

包括支援センター事業の受託

**社会福祉協議会は、
地域福祉の推進を図ることを目的とする団体
(社会福祉法第109条)**



半田市障がい者相談支援センターの業務内容 (委託契約書より)

(1) 基幹型相談支援センター事業

- 総合的・専門的な相談支援実施に関すること(困難ケースの対応等)
- 地域の相談支援の強化の取組みに関すること
- 地域移行・地域定着の促進の取組みに関すること
- 就労・就業についての障がい者・事業者への支援等
- 権利擁護・防止に関すること
- 自立支援協議会の運営に関すること

(2) 障がい者相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- 社会資源の活用支援に関すること
- 社会性活力を高めるための支援
- ピアカウンセリングに関すること
- 専門機関の紹介に関すること
- 権利擁護のために必要な援助に関すること

障害者総合支援法の目的

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、（中略）障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、**障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**（中略）障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**に寄与することを目的とする。

障がいの有無に関わらず、権利が守られ、安心して暮らすことができる「まちづくり」をなささい。
小さな包括と大きな包括の視点を忘れずに！

サービス等
利用計画

自立支援
協議会

障害者総合支援法の基本理念

第一条の二 **全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく** 基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、**（中略）地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における（中略）一切のものの除去に資することを旨として、**総合的かつ計画的**に行わなければならない。

共生社会をつくるため「共生のまち」をつくりなさい。

福祉の世界のお話しにせず、かつ計画的に！

障害者総合支援法に規定された市町村の責務

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村の区域における**障害者等の生活の実態を把握**した上で、（中略）**関係機関との緊密な連携**を（中略）総合的かつ計画的に行うこと。

二 **障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。**

三 **意思疎通について支援が必要な障害者等**（中略）必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の**権利の擁護のために必要な援助をおこなうこと。**

協議会の設置

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

市町村の責務を果たすための、「ツール」として、協議会を設置している

「市町村の責務を果たすため、関係機関が集い、そのまちの市民一人一人が主役となり、共生のまちを目指す」これが協議会である！

半田市障がい者相談支援センターの業務内容 (委託契約書より)

(1) 基幹型相談支援センター事業

- 総合的・専門的な相談支援実施に関すること(困難ケースの対応等)
- 地域の相談支援の強化の取組みに関すること
- 地域移行・地域定着の促進の取組みに関すること
- 就労・就業についての障がい者・事業者への支援等
- 権利擁護・防止に関すること
- 自立支援協議会の運営に関すること

(2) 障がい者相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- 社会資源の活用支援に関すること
- 社会性活力を高めるための支援
- ピアカウンセリングに関すること
- 専門機関の紹介に関すること
- 権利擁護のために必要な援助に関すること

平成29年度～ 障がい者自立支援協議会体制図

本会議(個々の課題から地域の課題として解決に導く)

情報共有

◎運営会議

◇課題解決・政策的議論
の場

2月に1回開催
各専門部会長、事業所連
絡会長、基幹相談、行政

各部会との連携を図り計画策
定を含め議論するなど核とな
る協議体

◎相談支援連絡会

◇個別支援会議・サービス等
利用計画の充実の場

毎月第4金曜日開催
市内指定相談事業所(8
か所)、基幹相談、行政

相談支援に特化した研修や事
例検討を通じた支援スキルの
向上を目的とする

◎事業所連絡会

◇事業所間連携・支援員スキ
ルアップの場

随時開催
市内全福祉サービス事業所

現場職員向け研修や法改正解説な
どの学習機会や事業所間の連携と
スキルアップを目的とする

◎専門部会

- ・子ども部会(継続)
- ・地域連携・ひとり暮らし部会(継続)
- ・就労部会(継続)
- ・地域生活支援部会(統合)
- ・権利擁護部会(新設)

連携

課題解決に対するプロジェクト

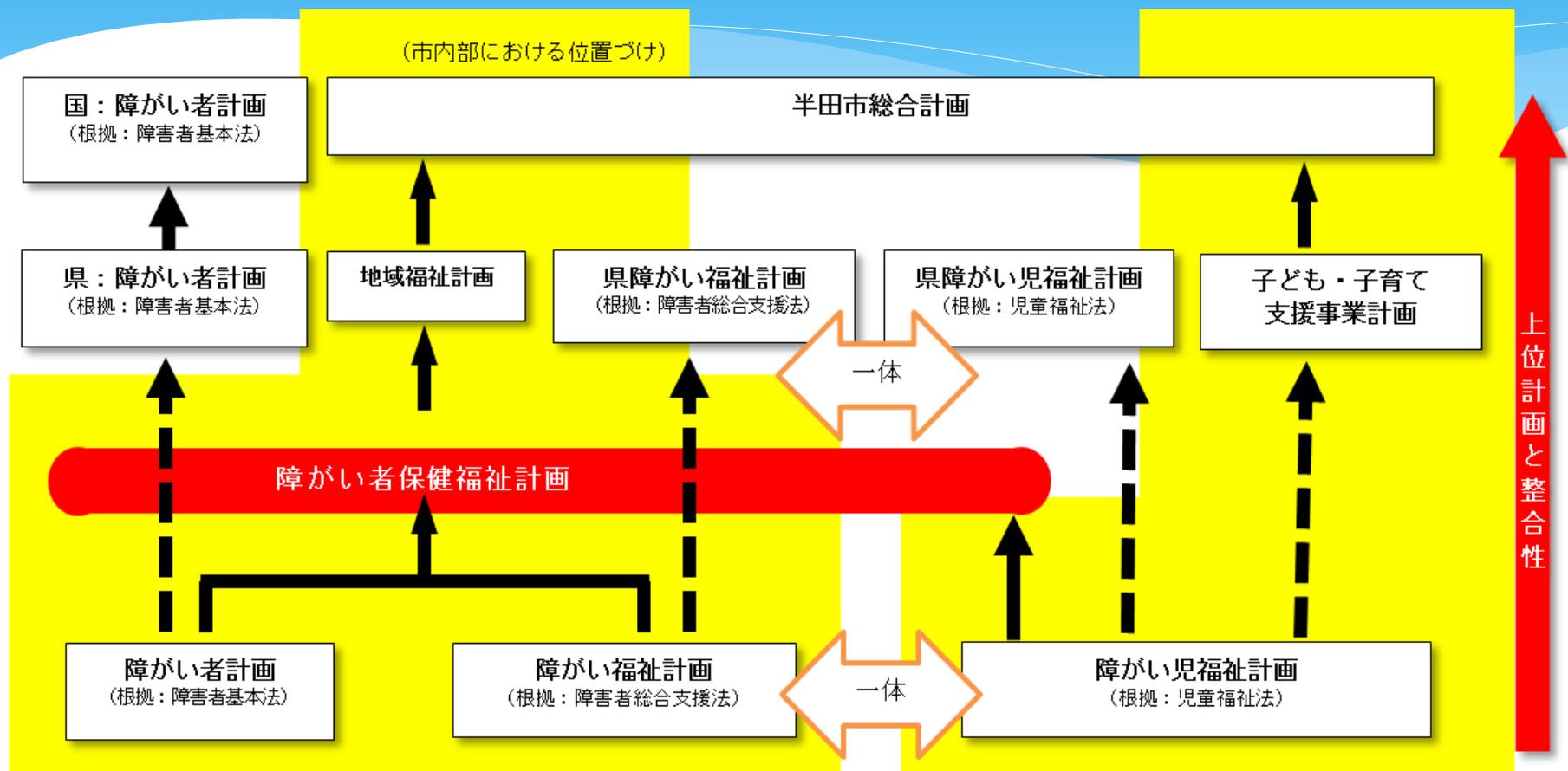
- ・「新」医療的ケア児支援に係る検討会【座長：子育て支援課】
- ・行動障がいに係る支援体制検討会【座長：福祉事業所】

企画・運営

- ◆自立支援協議会総会
 - ◆withアクティブチャレンジ
- など多くの方が参加できる機会、多くの方に知ってもらう機会

個別の支援会議(個々の悩みや困りごと)

相談支援における課題分析から計画策定



市役所・センターの共同事務局

平成25年度 就労部会 年間予定表

【今年度の目的】

就労支援における多機能型展開についての検討・勉強会
 就労体験のしくみの構築+さらなる体験先の開拓（前年度引き継ぎ）
 就労者の定着支援について

【アウトプット】

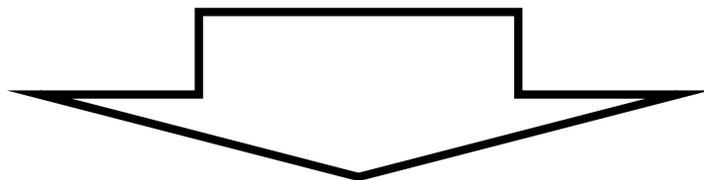
一般企業への啓発・就労体験へのお願いを含めた営業活動

	25年度4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉的就労					第1回 8月27日					第2回 1月30日		
内容					【テーマ】 福祉的就労について① 場所：未定 時間：13:30～15:00 参加者：福祉事業所 等 議案：多機能型展開方法について 余暇支援(日中一時B型)					【テーマ】 福祉的就労について② 場所：未定 時間：13:30～15:00 参加者：企業、福祉事業所 当事者、センター 議案：		
障がい者雇用			第1回 6月12日				第2回 10月30日				第3回 2月26日	
内容			【テーマ】 ①就労体験者の応募 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00				【テーマ】 ①就労体験の現状報告 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00				【テーマ】 ①就労体験についてまとめ報告 ②定着支援について 場所：未定 時間：13:30～15:00	
企業交流会				第1回 7月中旬				第2回 11月中旬				
内容				場所：集会室 時間：10:30～14:00 福祉施設見学+企業交流会				場所：集会室 時間：10:30～14:00 福祉施設見学+企業交流会				
事務局打ち合わせ	4月5日	5月10日	6月7日	7月5日 7月26日	8月2日 8月23日	9月6日	10月4日	11月1日 11月15日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
内容	・契約書作成 ・保険要綱確認 ・マニュアル作成	・事業所へ依頼	・コア会議まとめ ・部会準備 ・企業案内 等	・アセスメント 報告内容 まとめ ・交流会準備	・部会まとめ ・事業所へ依頼	・就労体験開始	・就労体験 ・コア会議まとめ	・就労体験 交流会準備	・就労体験 効果測定 まとめ ・部会準備	・部会準備	・今年度まとめ ・来年度の 方向性	・来年度準備
事前準備												
担当①	雇用主総会に参加 社会資源マップ記載企業の訪問		体験準備(企業対応)			就労体験開始(9月～12月末)				効果測定		
担当②	資料作成		体験準備(アセスメント)			就労体験開始(9月～12月末) + 終了した人から評価				効果測定		
全体			部会準備		部会反省会		研修会準備+就労支援パンフ作成			研修反省会	来年度の方角性	
事務局会議 基本 金曜 13:00～14:00												

平成29年度に取組んだ主なもの(その1)

自立支援協議会本会構成の2部制

これまでの本会議（年3回）では、報告事項や専門部会・運営会議で検討した事項の承認を受ける機会としてきたが、この機能は1部で担保しつつ、2部ではグループワークを用いた地域課題等を提言できる機能を追加した。



○全参加委員からの活発な発言

○新たな地域課題の発見

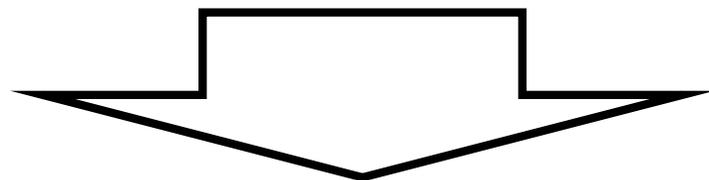
○現場や家族の「生」の声が聴ける（聴かせられる）機会

○ファシリテーターとしてのスキルアップ

平成29年度に取り組んだ主なもの(その2)

先進地(愛知県一宮市)への視察

平成29年度新たに部会を創設したことなどにより、部会長の入れ替わりがあったこと、また、そもそも他市の自立支援協議会を傍聴する機会がなかったことから、先進的な取り組みをしている県内自治体へ視察を行った。

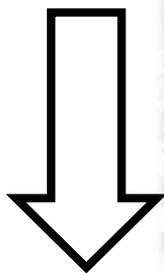


- 民間主導の利点を多く学べた
- 目的・目標の見える化が図られている
- 部会運営の見直しに取り組む部会ができた
- これまでの運営等の振り返りと今後の検討課題が把握できた

平成29年度に取り組んだ主なもの(その3)

アクティブチャレンジinはんだ山車まつり

平今年10月7, 8日に開催されたはんだ山車まつり(来場者53万人)に福祉的な配慮が必要な方も、まつり文化に触れ感じてもらえるよう企画運営を行った。



○実行委員会による企画運営

○多くのボランティアスタッフの協力

○実行委員会形式による実績ができた

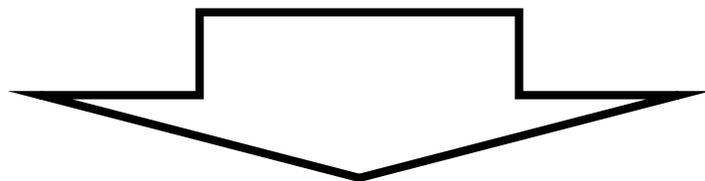
○反省を踏まえ次回に繋げられるよう記録として残すことができた

平成29年度に取り組んだ主なもの(その4)

できなかったものもあります…

自立支援協議会総会(Withアクティブチャレンジinみんなで共にくら総会)

設立から10周年を迎えた自立支援協議会のこれまでの歩みを振り返るとともに、協議会の活動報告することで共生社会の重要性や必然性などを広く市民に向けて発信する機会としたイベント。



○スケジュールや予算の問題

○目的の整理や実行委員間の意識のズレ

○実行委員会形式はアイディアの宝庫

○民間・行政のお互いの得手、不得手が確認できた

課題検討や共有を次に繋げる！

研修会や各部会の取り組みを
「ダイジェスト」というかたちで
記録を残している。

⇒フィードバック・共有が広くできる

他分野・多職種との
開かれたネットワークづくり！

平成25年度半田市障がい者自立支援協議会
第2回子ども部会ダイジェスト
発行元：半田市 平成25年10月

10月31日（木）に平成25年度第2回子ども部会を開催しました。今年度の子ども部会では、医療ケアが必要な障がい児への支援をテーマの1つとしており、7月の第1回部会では情報共有と懇話会を行いました。第2回では、実際に医療ケアが必要な子どもと皆さんに来ていただき、今まで困ったこと、どんな支援があったらと思うが、この先の不安等について話をしていただきました。その後、「医療ケアが必要な子が半田市で暮らせるようになるためのこと」というテーマでグループワークを行いました。

お姉ちゃんに教壇してもらうことが多くて、もっとかまってあげないかと思うんですけど、平日の長時間や、土日利用でサービスがあると思っております。

吸引が必要な方もあって、緊急時に預けられる場所がないです。今後どう成長していくかも不安です。

病吸引の機を預けた人もいますし、これから利用でできる場所が増えていくと思います。

サービスにも限界があるし、地域で支えられない、地域の人も思えばイベントを企画したらどうだろう？
家族への支援も課題だね、待機サービスの支給って難しいの？なんとかしてあげられたいかな。

ミルクを飲んでくなくて困りました。飲んでくれないことが多いので……、昼寝逆転の生活で、全然寝られない子どももいます。

～アンケートと決闘子合～
アンケートでは、たくさんのご感想や意見をいただきました。
- ご家族の負担が少しでも軽くなるように支援がほしいとのことがありました。
- 皆さんの生の声で困り事やニーズを聞くことができ、書える貴重な経験となりました。
- ご家族ご一人の人間としての時間が必要であり、社会的な支援の大切さを改めて感じました。
- 家で待たないよう今後どう支援したほしいのかと聞きました。
次回は、11月12日（O）、小中学校の先生向けに事業所見学/スィーパーを行います。

お問い合わせ先：半田市障がい者自立支援協議会事務局
半田市障がい者相談支援センター（加藤・柿田・水谷） TEL 0562-21-5585
半田市子育て支援部 子育て支援課（石橋・長谷）、幼児保育課（藤原、川瀬）、福祉地域福祉課（沢田・羽根） TEL 0562-21-3111（代番）

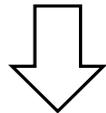
官民協働を意識した取組み

行政(半田市)と民間(社協)のお互いの強みを活かした関係(役割分担)が大切!

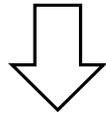
- 自立支援協議会共同事務局と各作業部会への担当制 (各2名を配置し誰もが協議会に関われます)
- 企画運営が得意な社協 (任せっきりは禁物!)
- 会場確保や広報、事務作業を得意とする行政
- ケース会議には必ず同席し 課題や問題を共有
などなど・・・

- I 行政の責務(法的根拠の再確認)
- II 業務委託するということの意味(任せきりではない)
- III 問題解決に向けた仕組みと仕掛け(自立支援協議会)
- IV 行政の立場(公金が財源)

単年ではなく毎年、毎回確認し継続していくことができるか力量が問われてます



新たな取組みへチャレンジできる土壌が築かれます



必要とされる社会資源が見えてくるのではないで
しょうか

お問い合わせ

- **愛知県半田市福祉部地域福祉課**

電話 0569-21-3111

メール chiikifukushi@city.handa.lg.jp

- **半田市障がい者相談支援センター**

電話 0569-21-5585

メール soudan@giga.ocn.ne.jp